扶養状況調査書

被保険者等記号・番号		被保険者氏名	所属部店
記号	番号		部・店 連絡先　　（　　）

認定対象者の氏名	続柄（妻・長男など）	生年月日	年齢	同居人数
		昭和 平成 令和　　年　　月　　日	歳	被保険者を含み 認定対象者を除く 人

申請の経緯及び理由（具体的に詳しく記入してください）

認定対象者の状況に当てはまるものへ〇を付け、必要事項を記入してください。　**状況に応じてそれぞれ右の書類を添付してください。**

1.現在加入している（加入していた）健康保険	添付書類
1.国民健康保険	
2.退職前の健康保険に任意継続制度で加入	健康保険資格喪失証明書
3.退職後に保険加入手続きを行っていない	退職証明書または健康保険資格喪失証明書
4.その他（　　）	現在の状況を上の申請の経緯へ詳しく記入してください

2.収入について　※退職に伴う場合は「3」もご記入ください	添付書類
1.収入なし	非課税証明書
2.収入あり　A～Fの**全てに有・無を回答**してください	有の場合「**所得(課税)証明書**」と下の該当する全ての書類
A.給与収入（パート収入、アルバイト収入等） 無　・　有（月　　円）（　　年　　月より勤務）	A.勤務が1年に満たない場合のみ：申請の翌月から1年間の給与見込証明書
B.事業所得（自営業・農業・漁業・林業・その他（　　） 無　・　有（月　　円）	B.確定申告書の写し （内訳書も含め、確定申告で提出された書類の全て）
C.各種年金・恩給等（厚生・国民・恩給・遺族・障害・その他（　　） 無（年齢未到達）　・　無（支払期間不足） 有（月　　円）	C.直近の改定通知書の写しまたは、決定通知書の写し
D.退職金 無 有（一括　　円）または（分割　　回　月　　円）	D.支払額が証明できる書類の写しまたは、通帳の写し
E.仕送り・養育費（別居の場合は仕送りが必要です） 無　・　有（月　　円）	E.金融機関からの3ヶ月以上の送金状況が分かる通帳の写し、送金控の写し等
F.その他の収入（不動産・利子・株式配当等） 無　・　有（月　　円）	F.確定申告書の写し及び所得証明書の写し

3.退職後の給付金受給	添付書類
1.雇用保険失業給付受給の状況 A.受給する a.受給中または申請予定　受給（予定）日：　　年　　月頃 b.受給期間延長　受給予定日：　　年　　月頃 B.受給しない a.加入期間が12ヶ月未満　b.受給権放棄　c.受給終了 d.その他（　　）	A a.雇用保険受給資格者証の写し b.受給期間延長通知書の写し B a.離職票1、2の写し　c.雇用保険受給資格者証の写し d.その他の状況が確認できる書類
2.出産手当金・傷病手当金受給状況 A.受給中または受給予定 a.出産手当金　出産（予定）日：　　年　　月　　日 b.傷病手当金 B.受給終了　出産手当金の場合の出産日：　　年　　月　　日 C.受給しない・対象ではない	A.支給決定通知書の写し B.支給決定通知書の写し

配偶者を扶養していない場合のみ、配偶者の有無等	A.有 B.無　【　a.離婚（養育費　有・無　）　b.死別　c.未婚（養育費　有・無　）　】

被保険者と認定対象者以外の扶養に入っていないご家族について記入してください。（配偶者および、同居の父母兄姉弟妹は必ず記入。）

氏名	続柄	年齢	同居・別居等	職業	前年総収入額(交通費込)	本年収入見込み額
			同居・別居・単身赴任		万円	万円
			同居・別居・単身赴任		万円	万円
			同居・別居・単身赴任		万円	万円
			同居・別居・単身赴任		万円	万円

裏面の【申請・記入上の注意】を確認したうえで、被扶養者の申請を致します。
今回の申請内容に、事実と相違した内容を記載した場合や、届出の際の内容と相違が生じた場合には、被扶養者資格を認定日または事実と相違した内容が発生した日に遡って取り消し、保険給付の返還をすることに異存ありません。
また、被扶養者の認定基準から外れたときには、直ちに扶養削除の手続きを致します。

年　　月　　日

署名　　㊞

【申請・記入上の注意】 （裏面）

1．「被扶養者」として認められるためには以下の範囲の親族であることが必要です。
主として被保険者の収入によって生活している３親等以内の親族で、下表のように続柄によって「同居していても別居していてもいい人」と、「同居していることが条件の人」がおります。

・同居とは ： 被保険者とその家族が同じ家の中に一緒に住んでいることをいいます。別々の階に住み、困ったときなどに助け合う「二世帯住宅」や、同じ敷地内の別々の住宅で別々に生活している場合は「同居」していることにはなりません。

被保険者と同居でも**別居※**でもいい人
1.配偶者
2.子、孫、兄弟、姉妹
3.父母、祖父母など直系尊属

被保険者と同居していることが条件の人
1.伯叔父母、甥、姪などとその配偶者
2.子、孫、兄弟、姉妹の配偶者
3.配偶者の父母、祖父母
4.その他の３親等内の親族

※別居の場合は仕送りの証明が必要です。
銀行の振込み票や現金書留の控え、仕送りを受けている方の通帳のコピー等で定期的な仕送りがされている証明が必要です。
手渡しや生活に困ったときだけ等の不定期な仕送りでは、被扶養者として認められません。

2．「被扶養者」として認められるためには上記範囲と合わせて以下の条件を満たしていることが必要です。
(1) 主として被保険者の収入によって生活していること。

・主として被保険者の収入によって生活しているとは ： 生活費の１／２以上を被保険者が日常・継続的に支援していることをいいます。収入が基準の範囲内であっても、被保険者からの支援が生活費の１／２未満の場合は被扶養者と認められません。

(2) 被扶養者認定の対象者の年間収入が１３０万円、１ヶ月で１０８，３３４円（但し、６０歳以上の場合及び障害厚生年金受給要件に該当する程度の障害者は１８０万円、１ヶ月で１５万円）未満であること。

(3) 被扶養者認定の対象となる者の収入が、同居の場合は被保険者の収入の１／２未満であること、別居の場合は被保険者からの仕送り額よりも少ないこと。
（例）別居で月に１０万円の収入がある妻に１ヶ月８万円の仕送りをしている・・・×
（年間収入１３０万円未満であるが、仕送り額以上の収入がある。）

3．夫婦が共同して（共働き等）扶養している子供の場合は、「年間収入の多い（１割以上）」方の被扶養者とすることとなっております。
収入が同程度である場合は主として生計を維持している方の被扶養者となります。
なお、一方が共済組合の被保険者の場合で、扶養手当などの支給が行われている場合には、その支給を受けている者の被扶養者とすることができます。

【その他注意事項等】
・１ヶ月以上の遡及認定は原則いたしません。
・扶養の状況を確認する為にその他書類をご提出いただく場合がございます。
・書類の不備や不足について、届出書や調査書の空欄等の不備や請求した資料等の提出をいただけない場合は申請の受付ができません。申請書類一式をご返却いたします。

ビックカメラ健康保険組合
http://www.bickenpo.or.jp
電話：03-3987-8815